

「小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した 住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業」 参加自治体募集要領

総務省では、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るとともに、行政手続のオンライン化をさらに推進するため、自治体窓口への来庁抑制に資するコンビニ交付サービスの導入促進に向け、令和2年度補正予算（第1号）により、「小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業」を実施することとし、その参加自治体を以下のとおり募集します。

1 事業の目的

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口に出向かずに非対面で、マイナンバーカードを利用して、市町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）を、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるものであり、窓口への来庁抑制に資することから、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たって、有効なサービスである。

一方で、コンビニ交付サービスの導入自治体は年々増加しているものの、システムの構築・運用コスト等の課題から、小規模自治体を中心に導入が進んでいない状況も見受けられる。

このため、コンビニ交付システムの小規模自治体向けクラウド基盤を構築した上で、公募により選定した未導入自治体における実証実験・効果検証を行うことにより、未導入自治体による導入を促進し、自治体窓口への来庁抑制、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るとともに、行政手続のオンライン化をさらに推進する。

2 事業の概要

総務省において構築する住民情報バックアップデータ保管機能及び証明発行機能を有するクラウド型バックアップセンター（以下「本バックアップセンター」という。）を活用して、コンビニ交付サービス未導入の団体を対象として、コンビニ交付サービスの実証実験・効果検証を行う。

3 募集团体の要件

- (1) 令和2年5月現在、コンビニ交付サービスを未導入であること。
- (2) 実証事業に参加し、「4 事業の期間」を踏まえ、以下の取組を実施すること。実証事業への参加に当たり必要となる経費については、一団体当たり660万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を基準として、その全額を国費により助成するが、事業完了後の精算払いとなることに留意されたい。
 - ① 既存住基システム等の改修
 - ② 連携サーバの調達・構築・試験・運用

③ コンビニ交付サービスの動作確認等

※ なお、上記①～③の詳細については、ベンダーへの見積もり依頼の際に必要なことから、以下の連絡先にメールにて資料を請求し、申請前に内容を十分に確認すること。

○資料請求先

総務省自治行政局住民制度課 宛て

e-mail : juki@soumu.go.jp

※以下の件名例のとおり記載の上、電子メールで請求すること。

(メール件名例：【資料請求】(市町村コード) ○○県○○市)

(3) 実証事業終了後においても、本バックアップセンターを継続して利用してコンビニ交付サービスを提供するとともに、マイナンバーカードの交付率の向上やキオスク端末設置箇所の増加等、住民の利便性の更なる向上に努めること。

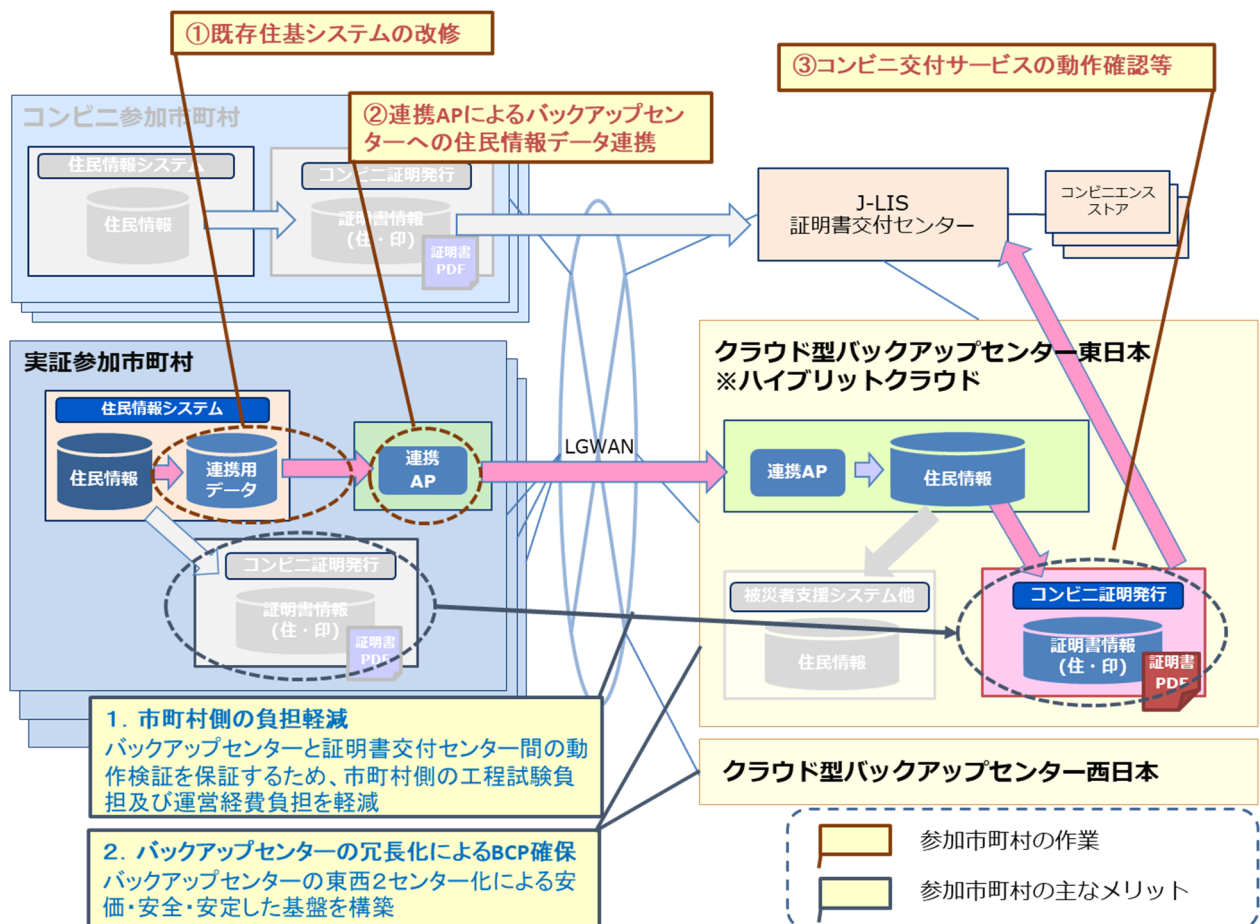


図-1 必要となる取組の概要等

4 事業の期間

事業期間は、参加決定日から令和3年3月31日までとする。

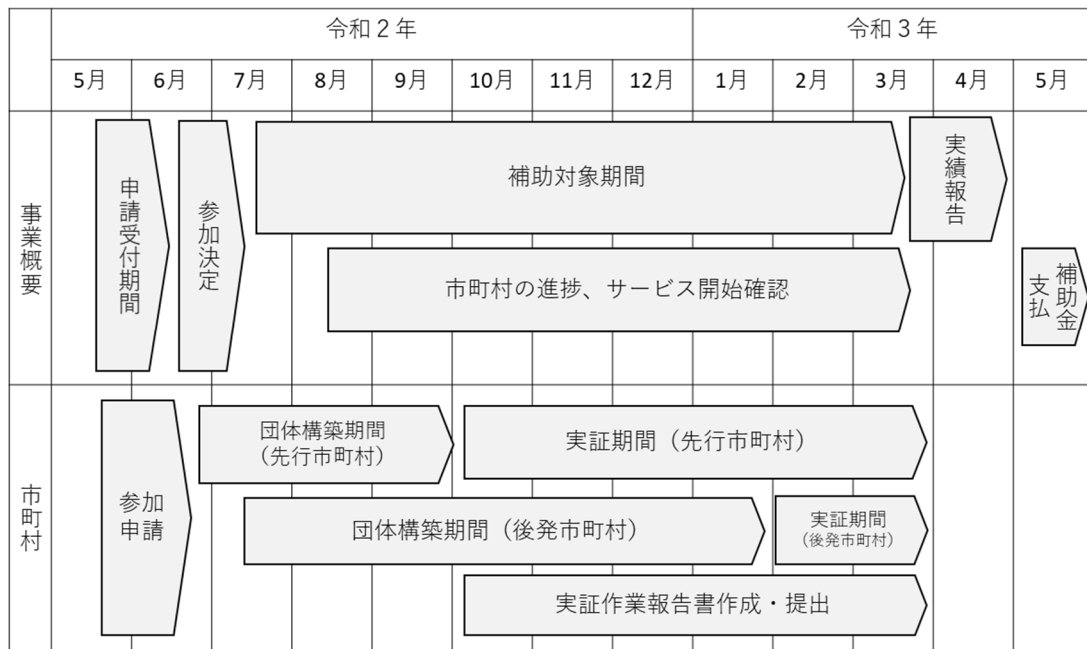


図-2 事業スケジュール

5 事業の流れ

事業の手続の流れは以下のとおり見込んでいる。

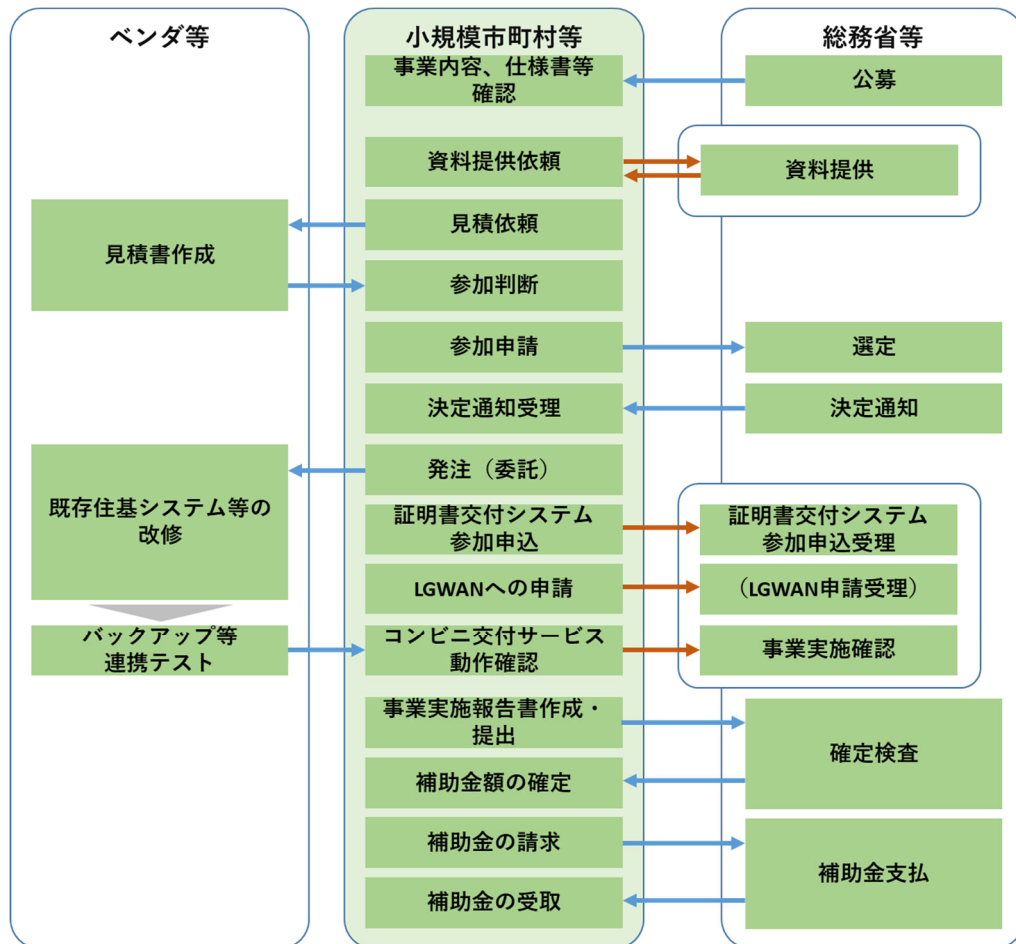


図-3 事業手続の流れ

6 応募方法

(1) 提出書類

別紙様式により作成した申請書

(2) 提出期限

実証時期によって下記のとおり2回に分けて申請を受け付ける。(①、②を合わせて70団体程度を選定予定。)

① 第一次受付(令和2年6月頃実証開始予定)

令和2年6月1日(月)(必着)

② 第二次受付(令和2年7月頃実証開始予定)

令和2年6月30日(火)(必着)

※ 第一次受付で予定数を超えた場合、選定除外となった市町村は第二次受付分として取り扱う。

(3) 提出先

総務省自治行政局住民制度課 宛て

e-mail: juki@soumu.go.jp

※以下の件名例のとおり記載の上、電子メールで提出すること。

(メール件名例:【応募】(市町村コード)〇〇県〇〇市)

7 参加団体の選定方法

参加団体の選定にあたっては、総務省において、申請書の内容を総合的に審査し、全体の申請状況、予算額等を勘案して決定する。

8 参加団体の決定方法

選定の結果は、総務省から、すべての応募自治体に対し、メールにて採否結果の通知を行うほか、総務省のホームページにおいて参加決定団体の公表を行う。

9 事業完了後の事務処理等

(1) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、コンビニ交付サービスの開始確認後、事業実績報告を受け、補助金額を確定した後、委託事業者(令和2年6月中旬に決定予定)から精算払いにより支払う。

(2) 事業完了後のアンケート調査等への協力

事業完了後、本実証事業による行政サービスの変化の状況の把握や、本実証事業の広報等を目的として、総務省又は委託事業者から、アンケート調査や事例集作成に係る協力を依頼する場合があるため、留意されたい。

10 本募集要領に係る問合せ先

総務省自治行政局住民制度課

担当:手塚係長、中澤事務官、加藤事務官

電話番号:03-5253-5517(直通)

e-mail: juki@soumu.go.jp